

毒物劇物業務上取扱者について

毒物劇物業務上取扱者とは、業務として毒物劇物を原材料として使用したり、運送したり、自家消費したりする者のことです。下記の事業を行う者は、取り扱い開始後 30 日以内に高槻市保健所へ届出が必要です。

届出を要する者（法第 22 条第 1 項）

①電気めっきを行う事業

（無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者）

②金属熱処理を行う事業

（無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者）

③政令に掲げる毒物劇物を、最大積載量が 5 トン以上の自動車、若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が 1,000 リットル以上（四アルキル鉛を含有する製剤は 200 リットル以上）の容器を大型自動車に積載して運送する事業を行う者

④しろありの防除を行う事業

（砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者）

なお、届出対象外であっても、毒物及び劇物取締法第 15 条の 2（廃棄）及び法第 16 条（運搬等についての技術上の基準等）は全ての人が守らなければなりません。

また、法第 22 条第 5 項により、届出を要しない全ての業務上取扱者は、上記に加え、法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）、法第 12 条第 1 項及び第 3 項（毒物又は劇物の表示）、法第 17 条（事故の際の措置）並びに法第 18 条（立入検査等）を守らなければなりません。

届出を要しない者（法第 22 条第 5 項）

例：病院、学校、農家、化学工場等で毒物劇物を使用する者

目 次

届出関係一覧表	p 3
1. 毒物劇物業務上取扱者の届出	p 4
2. 毒物劇物取扱責任者設置届	p 11
3. 変更届	p 15
4. 毒物劇物取扱責任者変更届	p 18
5. 廃止届	p 21
6. 添付書類の省略	p 24
7. 添付書類の様式例	p 25

原本証明した写しについて

原本の提示又は提出に代えて、原本証明した写し（当該写しが原本と相違ない旨、原本証明を行った年月日、証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）を記載）の提出を可とします。また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、原本証明した証書等を一覧化した原本証明書（p29）を作成し、原本の写しと合わせて提出していただいても構いません。

届出関係一覧表

(法：毒物及び劇物取締法、令：毒物及び劇物取締法施行令、規則：毒物及び劇物取締法施行規則)

●：必須書類

○：場合によっては必要な書類

届出事項	必要書類
毒物劇物業務上取扱者届 法第 22 条第 1 項 規則第 18 条第 2 項 ※毒物劇物取扱日から 30 日以内に届出を行うこと。	●毒物劇物業務上取扱者届出書（別記第 18 号様式） ●事業場の平面図 ●毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真（運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真） ○定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書（法人）：原本又は原本証明した写し（ <u>6か月以内のもの</u> ） ●毒物劇物取扱責任者設置届（別記第 8 号様式）及び添付書類
毒物劇物取扱責任者設置届 法第 22 条第 4 項 （法第 7 条第 3 項準用） 規則第 18 条第 4 項 （規則第 5 条準用）	●毒物劇物取扱責任者設置届（別記第 8 号様式） ●責任者の資格を証する書類：原本及びその写し又は原本証明した写し ●責任者の診断書：原本又は原本証明した写し（ <u>3か月以内のもの</u> ） ○雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ○誓約書（法人の役員が責任者を兼務する場合）
変更届 法第 22 条第 3 項 規則第 18 条第 3 項	●変更届（別記第 19 号様式(1)）①～⑤にて共通 ①届出者の氏名 ・個人の場合 ●戸籍抄(謄)本若しくは戸籍記載事項証明書 :原本又は原本証明した写し（ <u>6か月以内のもの</u> ） ・法人の場合 ●登記事項証明書（変更内容の前後が確認できるもの） :原本又は原本証明した写し（ <u>6か月以内のもの</u> ） ②届出者の住所 ・法人の場合 ●登記事項証明書（変更内容の前後が確認できるもの） :原本又は原本証明した写し（ <u>6か月以内のもの</u> ） ③取り扱う毒物又は劇物の品目 ④事業場の名称 ⑤事業場の所在地 ●移転後の事業場の平面図 ●移転後の毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真（運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真（運搬車両を変更した場合のみ））
毒物劇物取扱責任者変更届 法第 22 条第 4 項 （法第 7 条第 3 項準用） 規則第 18 条第 4 項 （規則第 5 条準用）	●毒物劇物取扱責任者変更届（別記第 9 号様式） ●責任者の資格を証する書類：原本及びその写し又は原本証明した写し ●責任者の診断書：原本又は原本証明した写し（ <u>3か月以内のもの</u> ） ○雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ○誓約書（法人の役員が責任者を兼務する場合）
廃止届 法第 22 条第 3 項 規則第 18 条第 3 項	●廃止届（別記第 19 号様式の(2)）

1. 毒物劇物業務上取扱者の届出

次表左欄の事業を行う者であって、その業務上、次表右欄の毒物若しくは劇物を取り扱う者は、業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から 30 日以内に届出が必要です。

政令で定める事業（施行令第 41 条）	政令で定める毒物劇物（施行令第 42 条）
電気めっきを行う事業（事業の工程中に電気めっきを行う事業を含む） （令第 41 条第 1 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業（事業の工程中に金属熱処理を行う事業を含む） （令第 41 条第 2 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
最大積載量が 5,000 キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量*以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送事業 （令第 41 条第 3 号）	施行令第 42 条別表第二に掲げる物（p5 参照）
しろありの防除を行う事業（建築物等に対してしろありの予防又は駆除の処理を行う事業であり、建築事業者等がその事業の一環として自ら行う場合を含む） （令第 41 条第 4 号）	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

*：四アルキル鉛を含有する製剤：200 リットル、それ以外の毒物劇物：1,000 リットル

【必要な書類等】

- ①毒物劇物業務上取扱者届出書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 18 号様式 p6）
- ②事業場の平面図
- ③毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真
- ④届出者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書（原本又は原本証明した写し）※発行日より 6 か月以内のもの
- ⑤毒物劇物取扱責任者設置届及び添付書類（p 11～ p 14）

<施行令第42条別表第二に掲げる物>

- 1 黄燐
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤
- 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 4 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 5 アクリルニトリル
- 6 アクロレイン
- 7 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 8 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 9 塩素
- 10 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）
- 11 クロルスルホン酸
- 12 クロルピクリン
- 13 クロルメチル
- 14 硅弗化水素酸
- 15 ジメチル硫酸
- 16 臭素
- 17 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 20 ニトロベンゼン
- 21 発煙硫酸
- 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 23 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 41 条第 号に規定する事業
	名称	
	所在地	
取扱品目		
備考		TEL : FAX :

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

令和 年 月 日

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

（宛先）
高槻市長

【記載上の留意点（毒物劇物業務上取扱者届出書）】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業：「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業：「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業：「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業：「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第42条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱う品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

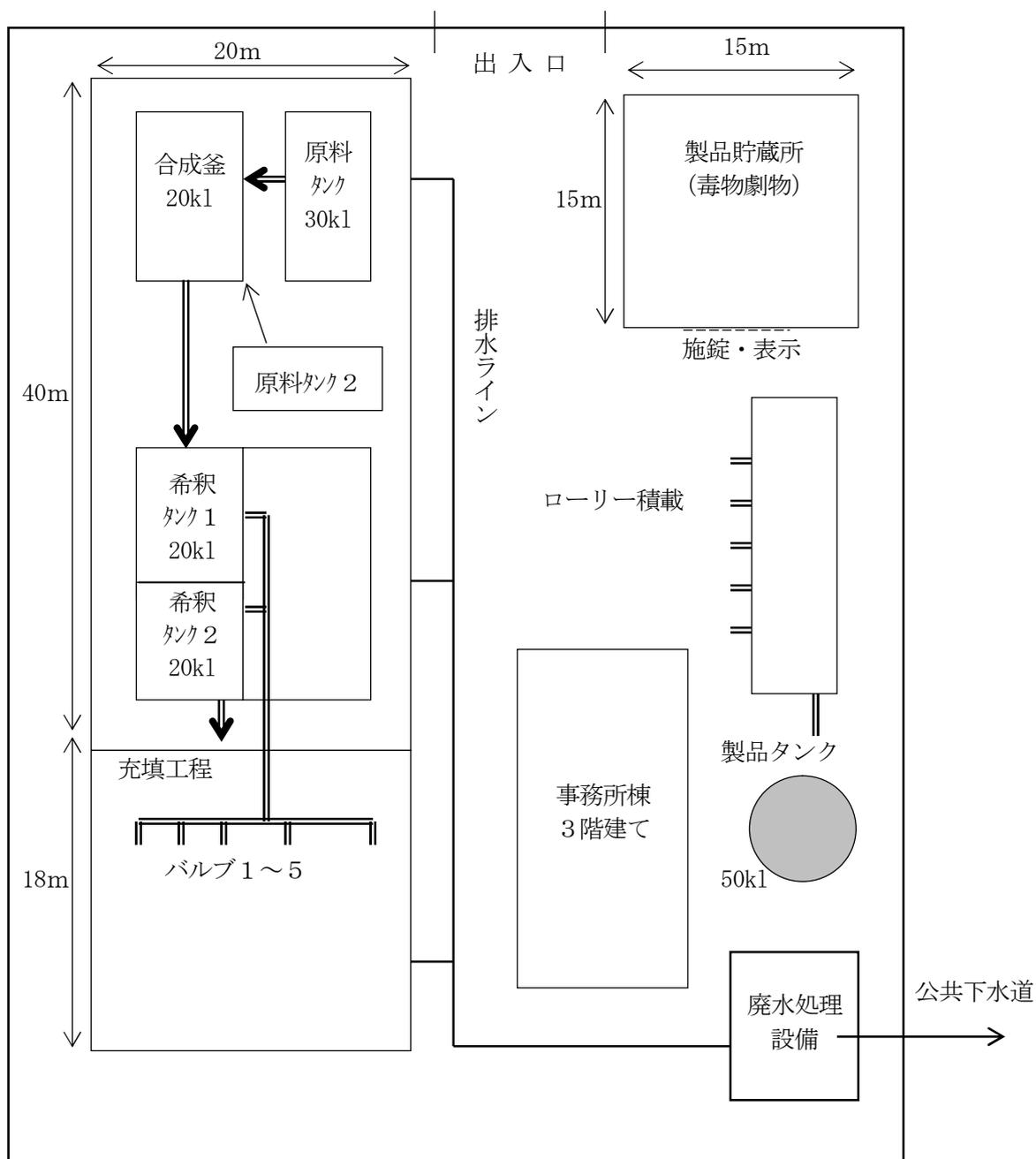
⑤備考

- ・事業場の電話番号及びFAX番号を記載すること。

⑥届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。

<事業場の平面図の記載例>

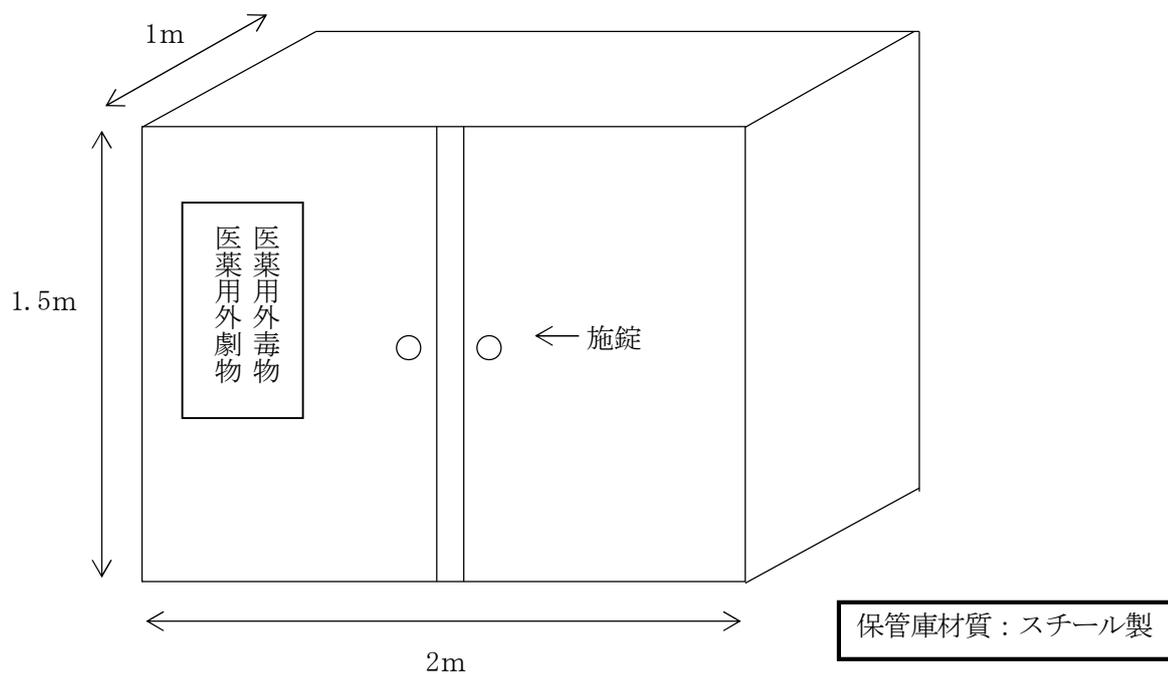


【事業場平面図の記載例】

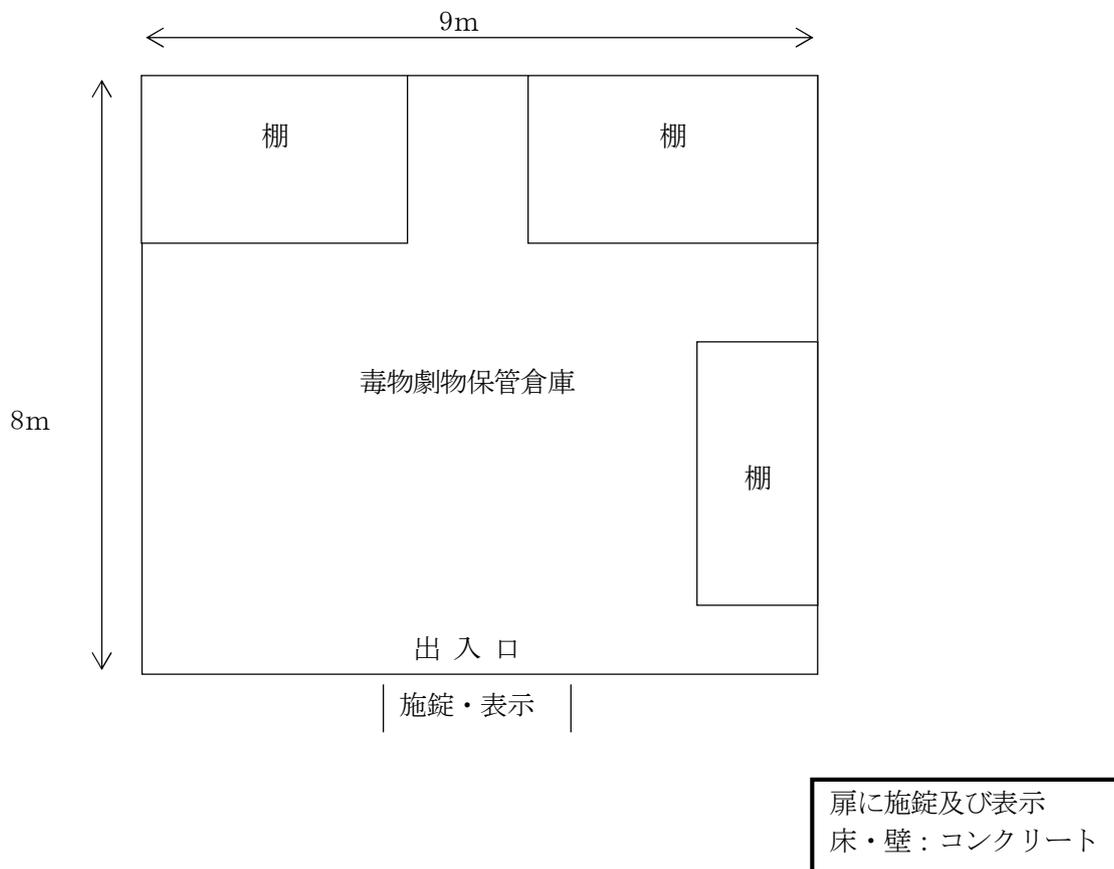
- ①定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。(建築関係図面の転用可)
- ②寸法及び方角等を記載すること。
- ③出入口及び通路を記載すること。
- ④電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業及びしるありの防除を行う事業にあつては「毒物劇物貯蔵設備」を、運送事業にあつては「車庫」を明確に記載すること。
- ⑤電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては、「無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所」や「廃水処理設備等の設置場所」を明確に記載すること。

<毒物劇物貯蔵設備の概要図の記載例>

【例1：保管庫】



【例2：部屋全体】



【毒物劇物貯蔵設備概要図の記載例】

- ①毒物劇物貯蔵設備については、施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ②床、壁の材質及び施錠について記載すること。
- ③出入口が複数箇所ある場合は、各々の施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ④毒物劇物貯蔵設備の寸法を記載すること。
- ⑤毒物劇物運搬車両の写真（運送事業の場合）については、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることを確認できるものであること。また、1回につき1,000kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていることを確認できるものであること。

2. 毒物劇物取扱責任者設置届

p4 の表左欄の事業を行う者であって、その業務上同表右欄の毒物若しくは劇物を取り扱う者は、事業場ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置きます。

【必要な書類等】

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 8 号様式 p13）
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類：原本及びその写し又は原本証明した写し（下記参照）
- ③ 毒物劇物取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当しないことを証する医師の診断書：原本又は原本証明した写し
※発行日より 3 か月以内のもの【様式例 2】（p27）
- ④ 毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（【様式例 1】 p26）
<注意>
 - ・法人の代表者若しくは役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて当該事業場を実地に管理する旨の誓約書が必要です。（p28）
 - ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて届出書の備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

- ① 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の原本及び写し又は原本証明した写し
- ② 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する者にあつては、次のア～オの区分のとおりです。
ア 大学で次の応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書又はこれらを原本証明した写し

応用化学に関する学課

- a 薬学部
- b 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等
- c 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- d 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

イ ア以外で化学に関する授業科目（当該分野に関する講義、実験及び演習）の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得している又は必修科目の単位中50%以上である学科を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※) 又はこれらを原本証明した写し

化学に関する授業科目

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理、生体高分子学、生体有機化学 等

ウ 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書(※) 又はこれらを原本証明した写し

ただし、学科名により判断できない場合には、化学に関する科目（イを準用）を28単位以上修得していること。この場合、単位修得証明書も必要。本証明書についても原本証明した写しの提出も可。

エ 高等学校において、化学に関する科目（イを準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書及び単位修得証明書(※) 又はこれらを原本証明した写し

オ 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目（イを準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※) 又はこれらを原本証明した写し

カ 大学院で応用化学に関する研究科（ア、イを準用し、イを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算可）を修了した者にあつては、卒業証書の原本及び写し又は卒業証明書又はこれらを原本証明した写し

ただし、イを準用する場合には、単位修得証明書(※) も必要。本証明書についても原本証明した写しの提出も可。

(※)イからカに該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

③ 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証の原本及び写し又は原本証明した写し

別記第8号様式（第5条関係）

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		令第41条第 号に規定する事業	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		年 月 日	
事 業 場	所 在 地		
	名 称		
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	氏 名		
	住 所		
	資 格	法第8条第1項第 号	
		法第8条第2項第1号	生年月日 年 月 日生
の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 欠 格 事 項	法第8条第2項第4号 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	有 () 無	
備 考	TEL : FAX :		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)
高槻市長

【記載上の留意点（毒物劇物取扱責任者設置届）】

①業務の種別

- ・電気めっきを行う事業：「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業：「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業：「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業：「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②登録番号及び登録年月日

- ・業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。

③事業場の所在地及び名称

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。
- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

④毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名

- ・毒物劇物取扱責任者の現住所及び氏名を記載すること。

⑤毒物劇物取扱責任者の資格欄上段

- ・法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載すること。
 - 法第8条第1項第1号・・・・・・薬剤師
 - 法第8条第1項第2号・・・・・・応用化学に関する学課を修了した者
 - 法第8条第1項第3号・・・・・・知事の行う試験の合格者

⑥毒物劇物取扱責任者の資格欄中段

- ・毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載すること。

⑦毒物劇物取扱責任者の資格欄下段

- ・毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲むこと。有の場合は、その内容も記載すること。

⑧備考

- ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

⑨届出者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。

3. 変更届

次の事項について変更が生じた場合には、届出を行います。

【必要な書類等】

- ①変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の（1） p16）
- ②変更事項を証する書類

変更事項		必要な書類
届出者の氏名※1 (法人にあつては名称)	個人	●戸籍抄(謄)本若しくは戸籍記載事項証明書：原本 又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
	法人	●登記事項証明書(変更内容の前後が確認できるもの)：原本又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
届出者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	個人	添付書類は不要
	法人	●登記事項証明書(変更内容の前後が確認できるもの)：原本又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
取り扱う毒物又は劇物の品目		添付書類は不要
事業場の名称		添付書類は不要
事業場の所在地 (高槻市内で移転した場合)		●事業場の平面図 ●毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真(運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真(運搬車両を変更した場合のみ))

※1：個人の場合は婚姻等、法人の場合は社名変更等による変更です。

<留意事項>

住居表示に関する法律に基づき地名番地等に住居表示変更が生じた場合には(申請者の住所若しくは事業場の所在地)、変更事項を証する書類として市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。

変 更 届

事 業 場	種 類	令第 41 条第 号に規定する事業	
	名 称		
	所 在 地		
取 扱 品 目			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年	月 日
備 考		TEL : FAX :	

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

(宛先)
高 槻 市 長

【記載上の留意点（変更届）】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業：「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業：「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業：「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業：「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第42条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱い品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

⑤変更内容

- ・変更事項及び変更前後の内容が分かるように記載すること。
- ・事業場の所在地の変更の場合には、変更前後の住居表示を記載し、移転後の事業場の平面図及び毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真（運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真（運搬車両を変更した場合のみ））を添付すること。

⑥変更年月日

- ・変更が生じた年月日を正確に記載すること。

⑦届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。
- ・住居表示に関する法律に基づき住居表示変更が生じた場合には、変更後の所在地を記載し、「変更内容」欄にその内容を記載すること。
- ・氏名に変更があった場合には、変更後の氏名を記載し、「変更内容」欄にその内容を記載すること。

4. 毒物劇物取扱責任者変更届

毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より 30 日以内に毒物劇物取扱責任者変更届を提出して下さい。

【必要な書類】

- ①毒物劇物取扱責任者変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 9 号様式 p19）
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類：原本及びその写し又は原本証明した写し（p11 参照）
- ③毒物劇物取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当しないことを証する医師の診断書：原本又は原本証明した写し（発行日より 3 か月以内のもの）【様式例 2】 p27

※

- ④毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（【様式例 1】 p26）

<注意>

- ・法人の代表者若しくは役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて当該事業場を実地に管理する旨の誓約書が必要です。（p28）
- ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて届出の備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

別記第9号様式（第5条関係）

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別	令第41条第 号に規定する事業		
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	年 月 日		
事 業 場	所 在 地		
	名 称		
変更前の毒物劇物取扱責任者	住 所		
	氏 名		
変更後の毒物劇物取扱責任者	住 所		
	氏 名		
	資 格	法第8条第1項第 号	
		法第8条第2項第1号	生年月日
の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 欠 格 事 項	法第8条第2項第4号 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せされ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
変 更 年 月 日	年 月 日		
備 考	TEL : FAX :		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

（宛先）

【記載上の留意事項（毒物劇物取扱責任者変更届）】

①業務の種別

- ・電気めっきを行う事業 : 「令第 41 条第 1 号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業 : 「令第 41 条第 2 号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業 : 「令第 41 条第 3 号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業 : 「令第 41 条第 4 号に規定する事業」と記載すること。

②登録番号及び登録年月日

- ・業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。

③事業場の所在地及び名称

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。
- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

④変更前の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名

- ・変更前の毒物劇物取扱責任者の現住所及び氏名を記載すること。

⑤変更後の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名

- ・変更後の毒物劇物取扱責任者の現住所及び氏名を記載すること。

⑥毒物劇物取扱責任者の資格欄上段

- ・法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを次の区分により記載すること。
 - 法第 8 条第 1 項第 1 号・・・・・・薬剤師
 - 法第 8 条第 1 項第 2 号・・・・・・応用化学に関する学課を修了した者
 - 法第 8 条第 1 項第 3 号・・・・・・知事の行う試験の合格者

⑦毒物劇物取扱責任者の資格欄中段

- ・毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載すること。

⑧毒物劇物取扱責任者の資格欄下段

- ・毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載すること。

⑨変更年月日

- ・変更が生じた年月日を記載すること。

⑩備考

- ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、届出の備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

⑪届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。

5. 廃止届

事業を廃止した場合、又は届出が必要な取扱品目を業務上取り扱わないこととなった場合には、届出を行います。

【必要な書類等】

- ①廃止届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の(2) p22)

<留意事項>

廃止届の場合、届出者が死亡（個人）若しくは解散（法人）したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行って下さい。（破産管財人、存続法人等を証明する書類を提示してください。）

別記第 19 号様式の(2) (第 18 条関係)

廃 止 届

事 業 場	種 類	令第 41 条第 号に規定する事業
	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、数量 及び保管又は処理の方法		
備 考		TEL : FAX :

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

(宛先)
高 槻 市 長

【記載上の留意事項（廃止届）】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業 : 「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業 : 「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業 : 「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業 : 「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第42条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱う品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

⑤廃止年月日

- ・事業を廃止した年月日、又は⑤の取扱品目を業務上取り扱わないこととなった年月日を記載すること。

⑥廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法

- ・所有する毒物又は劇物の品目が在る場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法を記載すること。
- ・所有する毒物又は劇物の品目が無い場合は「なし」と記載すること。

⑦備考

- ・廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載すること。

⑧届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。

6. 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法の規定による届出の際に添付すべき書類について、当該届出以前に同一申請者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既に本課に提出している場合には、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、提出または提示を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

<添付書類を省略できない場合>

- ・ 期限切れにより、新たに申請する場合
- ・ 登録店舗を廃止してから30日を過ぎて申請する場合
- ・ 毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合

<省略できる添付書類例>

- ・ 定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
- ・ 資格を証する書類の原本提示
- ・ 雇用契約書写し又は使用関係を証する書類
- ・ 診断書

<備考欄の記載例>

添付する書類を省略する場合は、当該書類を添付している事業場の登録（許可）番号、登録（許可）年月日、当該書類が添付された申請又は届出年月日及び添付を省略する書類の種類（登記事項証明書、使用関係証明書等）を記載してください。

(例) 登記事項証明書は、〇〇営業所（毒第〇〇〇〇号、〇年〇月〇日登録）の〇年〇月〇日付届出に添付。

7. 添付書類の様式例

使用関係証書 p 2 6

医師の診断書 p 2 7

誓約書 p 2 8

原本証明書 p 2 9

使用関係証書

被用者（毒物劇物取扱責任者）

住所

氏名

上記のものは、次のとおり、使用関係にあることを証します。

1. 勤務場所 事業場所在地
事業場名称
2. 勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで
3. 休日
4. その他 被用者は毒物及び劇物取締法第7条の規定により、上記事業場専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。

令和 年 月 日

使用者住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

（宛先）

高槻市長

診 断 書

氏 名			
生年月日	年 月 日	年 齡	歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障がい（□にチェックをつけること）</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>（ 専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。（注1）） ）</p> <p>2. 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者でない。</p>			
診断年月日	令和 年 月 日		
医療機関 名 称 所在地 TEL : (注2) 医師の氏名			

（注1） 精神機能の障がいの程度・内容により、許可（登録、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書きください。

（注2） 必要に応じて、診断書を作成した医師から、精神機能の障がいの程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載してください。

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

誓 約 書

代表取締役 (氏名)

弊社は、取 締 役 _____ を弊社の毒物劇物取扱責任者として下記の条件で当該事業場を実地に管理させることを誓約します。

記

1. 勤務場所 事業場の所在地
事業場の名称
2. 勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで
3. 休 日

原本証明書

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

証書等の名称

例) 高槻太郎の薬剤師免許証

1

2

3

4

5

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。

令和 年 月 日

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名